

# 青森県報

第三千五百九十号

平成二十四年  
九月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による介護機関の指定

(健康福祉課) 一

右 同

(同) 一

障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課) 二

公共測量の実施

(監理課) 二

右 同

(同) 二

### 公告

県有財産の売却に係る一般競争入札

(財産管理課) 三

県有地の売却に係る一般競争入札

(港湾空港課) 四

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

(事務局) 四

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出

(同) 五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出

(同) 五

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表

(同) 六

### 公安委員会

警備員の検定合格者審査の実施

(生活安全課) 六

告

示

青森県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
地域コミュニケーション株式会社	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	訪問介護	ヘルパーステーション ありがとう	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	平成 二四・五・一
株式会社三陽	三戸市大町三丁目九の二一	"	ヘルパーステーション 三陽	三戸市大町三丁目九の二一	二四・八・一
合同会社スの企画	十和田市穂並町三の二	"	ケアステーション ほなみ	十和田市穂並町三の二	二四・八・三

青森県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定年月日
			名称	所在地	
地域コミュニケーション株式会社	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	介護予防	ヘルパーステーション ありがとう	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	平成 二四・五・一

株式会社三陽	三沢市大町三丁目九の二	〃	〃	ヘルパーステーション	三沢市大町三丁目九の二	二〇・八一
合同会社Sの企画	十和田市穂並町三の二	〃	〃	ケアステーションほなみ	十和田市穂並町三の二	二〇・八三
社会福祉法人鶴松会	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上野尻一四六の一	介護予防認知症対応型生活介護	〃	グループホーム鶴松園	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上野尻一四二	二〇・八一

青森県告示第六百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
社会福祉法人三笠苑	居宅介護	石川ホームサービス 弘前市大字堀越一字柳元二九三の二	平成二〇・九一
社会福祉法人三笠苑	居宅介護	三笠ホームサービス 平川市館田中前田三一五	〃
社会福祉法人三笠苑	居宅介護	浦町ホームサービス 黒石市浦町一丁目八二	〃
株式会社十五番	居宅介護	ケアサポール十五番 弘前市大字宮川一丁目一の五	〃
株式会社十五番	居宅介護	ケアサポール十五番 弘前市大字宮川一丁目一の五	〃
株式会社十五番	重度訪問介護	ケアサポール十五番 弘前市大字宮川一丁目一の五	〃

青森県告示第六百七十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

三 測量の期間

平成二十四年八月一日から平成二十五年一月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市大字河原木、八戸市大字櫛引

青森県告示第六百七十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

三 測量の期間

平成二十四年八月九日から平成二十五年一月二十五日まで

四 測量の地域

弘前市大字鳥井野、弘前市大字駒越

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市大字浅虫字山下三三の一三	宅地	二六三・五四
青森市大字浅虫字山下一四四の一	宅地	五〇五・五五
青森市大字羽白字沢田七三〇	宅地	四七一・五六
青森市松森二丁目八六の一、八六の四	宅地	一八二・六〇
弘前市大字石川字中川原三二の一	宅地	二、六一七・五五
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の一	宅地	九九三・二四
つがる市木造藤田一六三の一	宅地	五八四・〇〇
東津軽郡今別町大字今別字西田二一六の三、二五八の四六六	宅地	七三九・二二
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜三二八の五	宅地	六三三・八二

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第ニ条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央二丁目二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十四年十月十日 午前九時から

平成二十四年十月十七日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎議会議会棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十四年十月三十一日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜六七一の八五	宅地	一、二八九・九三
北津軽郡鶴田町大字草蒲川字一本柳一五〇の二	宅地	一一三・二〇
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の一三九	宅地	八〇一・〇一

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字浅虫字蛸谷三三二の一	雑種地	一、五四七・六四平方メートル

二 予定価格

二千六百六十四万二千四百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字浅虫字蛸谷三三二の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟七階C会議室

2 日時

平成二十四年九月二十六日（水） 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十四年九月十九日（水）午前十一時から、青森市大字浅虫字蛸谷三三二の一において現場説明を行う。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
国民の生活が第一青森県第2区総支部	中野渡詔子	大下内綾子	十和田市大字相坂字高清水一三九の四	衆議院議員	平成二〇・八一

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
誠友政経会	山崎 誠	河村 謙一	三戸郡三戸町大字川守田町一五	平成二〇・八・九
山崎誠後援会	上野 悦嗣	河村 君子	三戸郡三戸町大字川守田町一五	二〇・八・九
畑山聡後援会	谷川 達雄	畑山 典義	弘前市大字城東中央五丁目四の一三	二〇・八・二〇

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党倉石支部	新	平成二〇・八・二〇
代表者	渡邊 正人	
会計責任者	高村 磨瑳夫	
自由民主党天間林支部	旧	二〇・八・三
代表者	中村 正彦	
会計責任者	荒木田 斗福	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
大島理森倉石村後援会	新	平成二〇・八・二〇
代表者	高村 磨瑳夫	
会計責任者	高村 磨瑳夫	
大島理森倉石村後援会	旧	二〇・八・二〇
代表者	高村 磨瑳夫	
会計責任者	高村 磨瑳夫	

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党青森県第1区総支部	平成四・七・二五	平成四・八・三
民主党青森県参議院選挙区第2総支部	二四・七・一五	二四・八・一〇

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
かなや昭後援会	平成三・三・三	平成四・八・九
東野礼二後援会	二四・五・三	二四・八・七

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
山崎 誠 (三戸町長)	誠友政経会	山崎 誠	三戸郡三戸町大字川 守田町一五	平成 二四・八・九

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する

審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十四年九月十二日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十四年十一月五日（月）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

- 1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者
- 2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者
- 3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備(次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

- (一) 受付期間  
平成二十四年十月一日(月)から同月十九日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)
- (二) 受付時間  
午前九時から午後五時までの間
- (三) 受付の締切り  
申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)(を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合には(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項
- (二) 法令に関すること。

- (三) 警備業務の実施に関する事  
    (四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事  
        2 実技試験  
          警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。  
        3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
        4 審査に関する留意事項  
          審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。  
        六 審査申請に関する問合せ先  
          1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
            電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五  
          2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭